

Q3-1. 外国籍従業員等の台湾拠点での就業に要する就労許可・居留ビザ・居留証等の取得方法について教えてください。

外国籍従業員等は台湾で就業する場合、就労許可を取得する必要があります。長期に台湾で滞在する必要がある場合、就労許可を取得した後さらに居留ビザおよび居留証を取得しなくてはなりません。

また、外国投資者または外国法人投資者の代表者が台湾で業務遂行のために、6ヶ月以上台湾で滞在する必要がある場合、經濟部投資申請委員会に投資証明の申請も可能となります。投資証明取得後、中華民国の在外公館への居留ビザおよび内政部入出国および移民署への居留証の申請が可能となります。

外国籍従業員等の台湾拠点での就業に要する就労許可・居留ビザ・居留証等の取得方法は以下のとおりです。

1. 就労許可または居留ビザ発行許可

(1) 就労許可

就業服務法の規定により、外国籍を有する者が台湾で働くにあたっては、事前に労働部労働力発展署からの就労許可を取得しなければなりません。

現地法人、支店、駐在員事務所のうち、いずれの形態をとったとしても、外国籍者を雇用することができます。一般的に、設立登記が完了すれば、就労許可の申請手続きを始めることができます。申請する際に、本人は台湾に来る必要はありません。

連絡事務所および工事事務所は就労許可の申請はできませんが、工事事務所は請負工事のオーナーより就労許可を申請してもらうことも可能となります。

労働部労働力発展署が就労許可を付与する条件は、雇用者である企業および被雇用者である個人の双方について以下のように定められています。

① 経理人、支店長、駐在員事務所代表者の場合

現地法人の経理人および外国企業の支店長並びに外国企業の駐在員事務所の代表者（訴訟および非訴訟代理人）については、雇用者である企業に対して、以下の条件が定められています（外国人が就業服務法第46条第1項第1号～第6号の業務に従事する資格および審査基準第39条）。被雇用者については、特に条件はありません。

- ・ 設立から1年未満の現地法人または外国企業の支店で、資本金額または登録運営資金がNT\$50万以上、売上高がNT\$300万以上、輸出入実績がUS\$50万以上、またはコミッション料がUS\$20万以上。
- ・ 設立後1年以上の現地法人または外国企業の支店で、直近1年間あるいは直近3年間の売上高の平均がNT\$300万以上、輸出入実績の平均がUS\$50万以上またはコミッション料の平均がUS\$20万以上。
- ・ 中央目的事業管轄官庁に許可を受けた台湾での活動実績のある駐在員事務所。設立から1年未満の場合、活動実績証明の提出は不要。
- ・ 台湾内の経済発展に実質的に貢献があること、または特殊事情により、労働者委員会と中央目的事業管轄官庁が個別に認定したもの。

② 経理人、支店長、駐在員事務所代表者以外の場合

雇用者である企業および被雇用者である個人に対し、以下の条件が課せられています。

a.雇用者(同基準第36条)

- ・ 設立から1年未満の現地法人または外国企業の支店で、資本金額または登録運営資金がNT\$500万以上、売上高がNT\$1,000万以上、輸出入実績がUS\$100万以上、またはコミッション料がUS\$40万以上。
- ・ 設立後1年以上の現地法人または外国企業の支店で、直近1年間あるいは直近3年間の売上高の平均がNT\$1,000万以上、輸出入実績の平均がUS\$100万以上またはコミッション料の平均がUS\$40万以上。
- ・ 中央目的事業管轄官庁が個別に許可した台湾での活動実績のある外国企業の駐在員事務所。
- ・ 中央目的事業管轄官庁が個別に許可し設立された研究開発センターおよび企業運営本社
- ・ 台湾内の経済発展に実質的な貢献があること、または特殊事情により、労働者委員会と中央目的事業管轄官庁が個別に認定したもの

b.被雇用者(同基準第5条、第6条)

- ・ 専門的職業従事者および技術人員試験法の規定により証書あるいは業務執行資格を取得した者または中央目的事業管轄官庁の規定する証書、ライセンスあるいは許可を取得した者。
- ・ 台湾内外の大学の従事する職業に関連する学部・学科の修士以上の学位取得者あるいは関連学部・学科の学士の学位を取得し2年以上の関連業務経験のある者。
- ・ 多国籍企業に1年以上の勤務経験のある者。
- ・ 専門的訓練を受けた、または独学を積んだ後、5年以上関連業種で勤務経験があり独創的で際立った業績がある者
- ・ 産業環境の変化に応じ専門技術者を招聘するため、個別案件について労働者委員会と中央目的事業管轄官庁とが協議の上で同意すれば、従事する職業に関連する学部・学科の学士を取得した外国人については業務経験を問わない

1つの企業が雇用できる外国籍従業員の人数について制限はありません。労働部労働力発展署は、上記の条件を満たす個々の案件について、規模、業種、売上高、従業員の役職および経歴などを勘案し、総合的に判断します。

(2) 居留ビザ発行許可

外国投資者または外国法人投資者の代表者が台湾で業務遂行のために、6ヶ月以上台湾で滞在する必要がある場合、經濟部投資申請委員会に投資証明の申請も可能となります。

投資証明の申請について、經濟部投資申請委員会が居留ビザ発行許可を付与する条件は、以下のように定められています(外国投資者または外国法人投資者の代表者居留ビザ申請作業規定)。

- ① 外国投資者が台湾企業に投資し、許可された後、その台湾企業に対する投資金額がUS\$20万以上の場合、2人の居留ビザ発行許可の申請が可能となります。
- ② 外国投資者の台湾企業に対する投資金額がUS\$20万以上、US\$50万を増加するごとに、

追加で1人の居留ビザ発行許可の申請が可能となりますが、7人の申請が上限とします。

## 2. ビザおよび居留証の申請

就労許可取得後、原則として下記(1)および(2)の必要な滞在期間によって、適切なビザを申請することになります。

投資証明取得後、下記の(2)a.の形式で居留ビザおよび居留証を申請します。

### (1) 台湾での滞在期間が180日以下の場合

日本にある中華民国の在外公館にて、停留ビザを申請します。停留ビザを取得した後、台湾に入国します。現在、「内政部入出国および移民署」で申請が受理されれば、最長180日まで停留期限を延長することが可能です。なお、90日未満の滞在であれば、ノービザで働くことも可能です。

### (2) 台湾での滞在期間が180日以上の場合

#### a.居留ビザで入国

日本にある中華民国の在外公館にて、就労許可書または居留ビザ発行許可書の原本をもって、居留ビザを申請します。居留ビザを取得した後、台湾に入国し、入国後15日以内に「内政部入出国および移民署」へ外国人居留証を申請しなければなりません。15日以内に申請しなかった場合、過料が科されますので注意が必要です。

#### b.停留ビザで入国

日本にある中華民国の在外公館にて、停留ビザを取得した後、台湾に入国します。停留ビザの有効期限内に「内政部入出国および移民署」へ外国人居留証を申請します。停留ビザの申請にあたって、日本・台湾往復のチケットあるいはその購入証明書が必要となります。

外国人居留証は、カードになっていて、外国人居留証を所有していれば、有効期限内に自由に何度でも出入国することができます。その有効期限は、原則、就労許可の有効期限と一致しています。

また、原則、外国人居留証を持っていないと台湾での口座開設、電話・電気・水道・ガスなどの契約、住居の賃貸借契約などはできません。

## お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません。